

小樽市立忍路中央小学校・忍路中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改定 令和4年8月25日一部改訂 令和6年4月11日一部改訂

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、児童生徒が夢と誇りを持ち、生き生きとした学校生活を送ることを妨げる重大な人権問題である。子どもは間違いや寄り道をしながら、様々な経験を経て大人へと成長していく。互いの良さを認め合い、児童生徒全員が気持ちよく生活できる学校を目指し、「いやな思い」があった段階できちんと対応し、子どもの間違いを正しい方向に導くため、教職員一丸となり、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめを絶対に許さない

いじめは、人として許されない行為である。いじめによって人の心は深く傷つき、悩み、時には自ら命を断とうとするほどの痛手を被る。いじめはいかなる場合においても絶対に許されない行為であることを肝に銘じ、いじめ防止基本方針を示す。

いじめ問題への基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒でも起こり得る」という認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合はきちんと寄り添い、速やかに解決へ向けて対応する必要がある。とりわけ、児童生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応・再発防止を基本として取組を講じる。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

児童生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

すべての教職員は「どの子どもどの学級でも起こりうる」、「どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」という危機意識を持ち、児童生徒に好ましい豊かな人間関係を育てる必要がある。さまざまなニーズを有する児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず誰一人取り残さない多様な学びの機会を「チーム忍路」で支援し、子どもが主体的に参加・活躍できるような授業を中心とした教育活動、学級づくり、学校づくりを行い未然防止に努める。

- あいさつ運動
- スマート7の指導
- 職員研修（年3回実施）

早期発見・早期対応

いじめが疑われる事案が発生した時点でいじめを認知する。認知件数は子どものつらさに寄り添った件数と押さえる。日頃からの見守りと信頼関係の構築に努め、子どもが示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つ。「全教職員で全児童生徒を育てる」をモットーに、教職員相互の情報共有を徹底する。いじめを発見した場合はいじめられている子を守ることを最優先し、いじめた子には「同じことを繰り返さない」「いかに人権感覚を身につけさせるか」という視点でスピード感を持って対応する。

- スクールカウンセラーによる面談
- 学級担任による相談週間、アンケートの実施
- いじめ防止サミットへの参加と還流
- 保護者会にていじめについて共通理解

重大事態への対応

- いじめにより本校在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより本校在籍児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

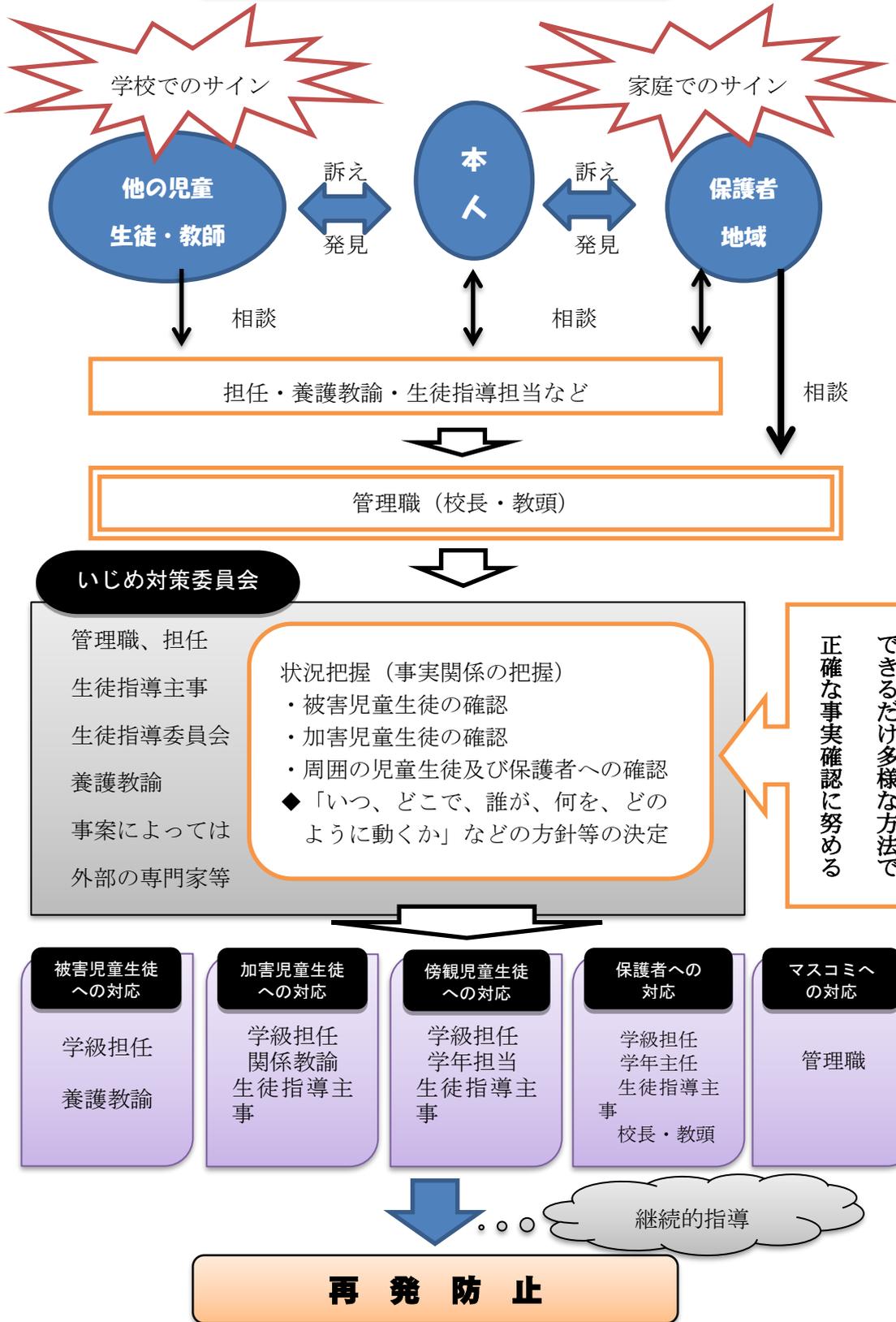
- いじめられた児童生徒の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 道教委及び市教委が実施する調査の実施と活用

忍路中央小学校・忍路中学校いじめ対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

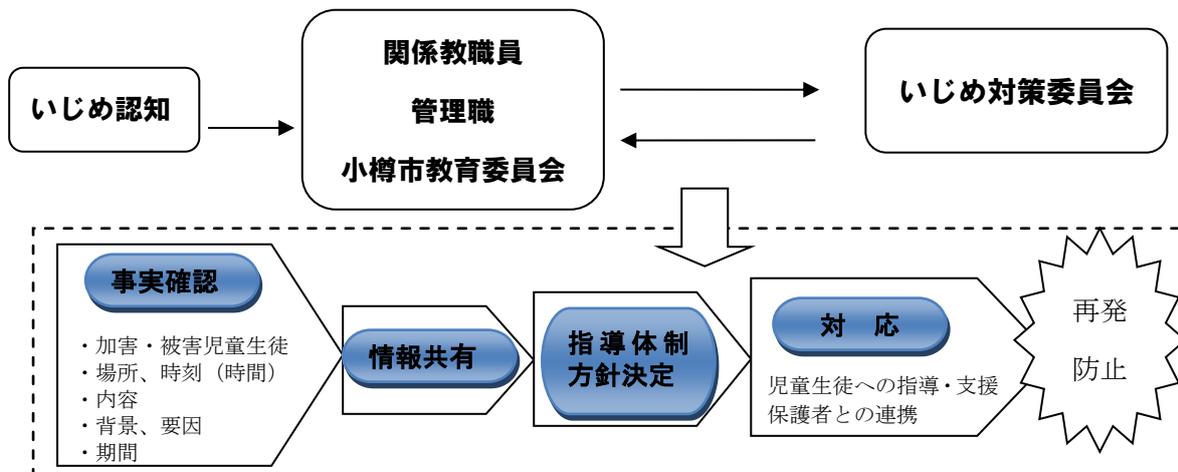
校長・教頭・生徒指導主事（委員長）・関係児童生徒担任・養護教諭・スクールカウンセラーのほか、必要に応じて外部の専門家や保護者、生徒代表、地域住民等も参加（状況により小中間で連携して行う）

- 年間計画・いじめ防止の取組等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導・支援体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施

未然防止の取組



別紙2 いじめ発生時の対応



被害児童生徒への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する

被害児童生徒の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求め
- ・事後も家庭との連携を図る

加害児童生徒への対応

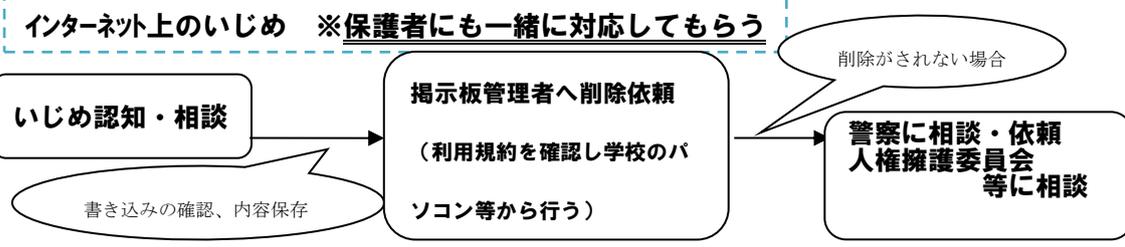
- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、その背景にも目を向け指導する
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する

加害児童生徒の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
- ・被害児童生徒への謝罪等について話し合う

傍観者への対応（学級・学年等）

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・クラスで被害児童生徒の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する



- <児童生徒に対する指導ポイント>
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
 ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook、Twitter等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害に遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。
 ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。